

一般競争入札による購入手続きの流れ

公 示

入札日の約1ヶ月前～2週間前から「国有財産売払公示書」により、物件の一般競争入札について公告を行い、公告期間中に「案内書」等を配布します。
「公示書」「入札案内書」等を熟読のうえ、入札に参加するかどうかご検討下さい。

入札参加申込

入札に参加する場合、申込期限までに「入札参加申込書」の提出が必要となります。
申込書は入札案内書と同様に配布します。
申込者に対して「入札書」等入札に必要な書類をお渡しします。

入札保証金の納付と保管金提出書

申込時に配付した「入札保証金の振込について」にある指定口座に入札保証金(入札予定額の5%以上)を納付して下さい。
さらに、振込書の受領書(振込金受取書)の写しを添付のうえ、「保管金提出書」を提出期限までに提出して下さい。

入 札

指定期日・場所で入札が実施されます。入札者は各々入札金額を記載した入札書の入った封書を入札箱に入れて頂きます。

開札・落札者決定

入札締切後、入札者立会いの中で開札し、落札者が決まります。
落札するには、「入札額が入札参加者の中で最も高い価格であること」及び「入札額が国の予定価格以上の金額であること」が必要です。

契 約

落札・決定の日から20日以内に売買契約を締結いたします。

購入代金の支払い

契約締結時に全額即納又は、契約保証金(購入代金の10%以上)を納付し20日以内に全額を支払って下さい。

所有権の移転登記

購入代金が全額納付されると、国が所有権の移転登記を行います。ただし、所有権の移転登記にかかる登録免許税は落札者の負担となります。

※実際に入札に参加される方は、参加する物件の「入札案内書」「入札要領」「売買契約書(案)」及び「国有財産売払公示書」をよくお読みのうえ、手続きして下さい。